

レジメ

介護と技能実習制度等の見直し（未定稿）

2016/11/18

参議院議員 三宅伸吾

内容

I. はじめに	1
II. 政府、介護などの海外展開を支援	1
III. 技能実習の現状	2
一. 光	3
二. 影	3
IV. 外国人技能実習適正化法案の概要	3
一. 規制強化（ムチ）	3
二. 規制緩和（アメ）	4
三. 「外国人技能実習機構」の創設	5
V. 技能実習としての「介護」	5
VI. 介護関連の、その他の在留資格（予定を含む）	6
VII. 本当に外国人の介護職員が必要なのか？	6
VIII. おわりに	7
IX. 捕捉 Q&A	8

I. はじめに

大連と瀬戸内海¹

II. 政府、介護などの海外展開を支援

政府「アジア健康構想に向けた基本方針」（健康・医療戦略推進本部決定 2016/7/29）²

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の概念そのものを“輸出”すべき

「JICAの海外投融資、フィジビリティスタディ支援、(株)海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）による出資、(株)国際協力銀行（JBIC）による融資等の積極的な活用促進により具体的事例を創出することを通じ、必要な課題を見出し、対応を行うことで、介護関連等、アジア健康構想の推進に資する海外事業の資金調達を円滑化する。」

「現在、国会では、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が継続審議となっており、法案成立後に、新たな技能実

習制度の施行と同時に、介護の対象職種への追加を行うこととしている。こうした動きと併せて、日本の民間事業者等において日本国内で経験を積ませることを通じて、数年後には、進出先の事業を任せられることができる人材の育成にも繋がると期待される。また、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」も継続審議となっており、成立すれば、新たに在留資格「介護」が創設されることとなり、日本の高等教育機関（介護福祉士養成施設）で介護を学んだ後に介護福祉士資格を取得した留学生等を国内で雇うことが可能となる。さらに、今後、アジア地域に地域包括ケアシステムを構築することや、高齢者関連サービスや産業を興すというアジア健康構想の柱との相乗効果が期待される。アジア地域全体を俯瞰すれば、2035年には人口約22億人、高齢化率約20%となると予測されている。社会的な介護サービスの存在の認知や、それを利用する需要の度合いにより、具体的な規模は異なると考えられるが、アジア地域には約500兆円規模の高齢者関連市場が潜在的に存在している可能性がある。アジア健康構想では、こうした潜在市場を日本の民間介護事業者等の進出等により市場として興すことが柱の一つであり、帰国後の実習生等の外国人人材が活躍できる場となると考えられる。」

III. 技能実習の現状

▶ フロー

2016年上半期の実習生、新規入国者数 51100人

内訳： ①ベトナム約20000人 ②中国約16000人 ③フィリピン約5000人

▶ ストック

技能実習としての在留外国人

2012年末・約15万人から一貫して増加、2016年6月末・約21万人

約21万人の所在地 ①愛知 ②茨城 ③千葉 ④埼玉 ⑤静岡 ⑥大阪府

(注) 2016年6月末現在の上位都府県

▶ 受け入れ形態：団体管理型が96%

▶ 職種：①機械・金属 ②繊維・衣服 ③建設関係

▶ 賃金：最低賃金以上、日本人と同額以上

最賃：本年10月より、宮崎などは714円・東京は932円（格差が失踪の一因）

実態：2号移行者への、予定支給額（基本賃金+諸手当。残業代含まず）約13万円
支給実績の公式統計はないが、高卒初任給以下とみられる。

一. 光

日本からの技能移転という国際貢献^{3 4}

「中国で観た抗日映画の印象とまったく違う日本の現実に驚いた」。
実習制度をうまく活用すれば、国際貢献と日本のソフトパワー充実に貢献。
日本を好きになってくれる技能実習制度の充実など受け入れ環境の整備が必要。
実習生のジャパニーズ・ドリームをつぶさないようにすべき。
「アニメで日本が好きだったが、行ってみて嫌いになった」では困る。

✓ 日本への留学生をだます外国人ブローカー

「週 28 時間以内でのアルバイトでも、日本でなら稼げる」と手数料を荒稼ぎ。騙された留学生は借金を背負っており、帰国もできない。技能実習とは異なる在留資格だが、大きな問題が発生すれば外国人受け入れに逆風。参考文献：出井康弘『ルポ ニッポン絶望工場』（講談社新書）

二. 影

失踪者数 5800 人超（2015 年）

不法残留者 総数約 63500 人のうち、技能実習が約 1 割（2016/7/1 現在）

不正行為 通知先 273 機関。うち大半が団体監理型の実習実施機関（2015 年）

類型別にみた通知件数は 370 件。うち賃金等不払いが約 4 割（2015 年）

実習生から労働基準監督署への申告件数 138 件（2014 年）

労働基準法 5 条違反による実施機関の摘発はゼロ（2014 年）⁵

ただし、入国管理局 2015 年「不正行為」発表では罰金の例あり⁶

IV. 外国人技能実習適正化法案の概要

2016 年 10 月 25 日に衆議院可決。11 月 18 日参議院本会議で可決・成立

一. 規制強化（ムチ）

① 管理強化

監理団体 → 許可制へ

許可基準 ↓

- (ア) 営利を目的としない法人
- (イ) 監理事業を適正に行うに足りる能力（講習の適正実施、3 ヶ月に 1 回以上の監査の実施、相談体制の構築等）
- (ウ) 財産的基礎
- (エ) 個人情報 の適正管理
- (オ) 外部からの監査措置の実施

(カ) 送り出し機関との契約締結等

実習実施者 → 届出制へ（労基法の規制があり、許可制は不要）

注意）実習実施機関 → 実習実施者へ呼称変更

技能実習計画 → 実習生ごとに認定制

注）法律案は衆議院において下記等の修正が行われた。

(ア) 技能実習計画に記載すべき技能実習生の待遇の内容として、報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費を明記すること。

(イ) 主務大臣が技能実習計画を認定する際の基準として、技能実習生に対する報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを明記すること。

(ウ) 「外国人技能実習機構」の業務として、技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務を明記する。

② 人権擁護

人権侵害行為に対する罰則の整備：

実習実施者や監理団体が、実習生から、旅券や在留カードを取り上げると罰則
強制労働への処罰

脅迫暴行や逃げないよう違約金をとって働かせる行為をした監理団体にも罰則
(これまでは入国審査による間接的な不正防止策)

二. 規制緩和（アメ）

- ① 「優良な」監理団体・実習実施者に限り、実習期間を3年から5年へ延長、
(適正化法による3号の創設) 技能検定3級相当の実技試験に合格して
いる実習生が対象。3号移行時に、実習先の変更が可能

「優良な監理団体、「優良な実習実施者」とは

(ア) 実習生に対する適切な相談体制を整備している

(イ) 行方不明者が発生していないこと（監理団体、実習実施者に責がない場合を除く）

(ウ) 技能実習計画に基づき技能等の修得が着実に行われたこと（過去3年間の実習生の技能評価試験の合格率）

- (エ) 実習生に対する適切な指導体制を整備していること
- (オ) 実習生と地域社会との共生に向けた取組を実施していること等

- ② **優良「監理団体、実習実施者」への枠の拡大** (法改正ではなく、運用改善)
実習生を除く、常勤の日本人従業員数に応じ、**受け入れ人数枠を5%→10%**
(現在 50 人以下の企業なら 3 人まで。もし倍増なら 6 人。ただし、今後、業種などにより、拡大枠が倍増ではない可能性もあり)

➤ 優良でなくなっても、「優遇枠」で入国した実習生に帰国を命じることはない (未確定)。

- ③ 対象の拡大: 現在は全国レベルの職種だけだが、地域限定職種を認める (法改正ではなく、運用改善)。地域での実習評価システムができれば可能になる。「優良」なら 5 年間
- ④ 企業独自の職種を認める: 社内検定がしっかりしていることが条件。「優良」なら 5 年間
- ⑤ 複数職種の同時実習を認める。現在は 3 年間、同じ単一の職種。企業は溶接、型枠などで多能工を求めており、複数の作業をこなせる人材はありがたい。

➤ 技能実習としての、他の追加職種の動き⁷

三. 「外国人技能実習機構」の創設

法務省、厚労省の共管 (認可法人)。

法的権限を持たせる ← 現在の「監理団体」(組合や農協など) による監督は不十分で長時間労働などの搾取の背景との指摘。そこで、実地検査の権限がある機構を創設。検査を拒否しても罰則はないが、拒否すれば、技能実習計画の認定基準への適合性が判断できないため、新たな計画の認定をしない。

V. 技能実習としての「介護」

介護サービスに一定の限定: 訪問系サービスは除外の方向。1号は夜勤を認めない方向か。2016年通常国会・衆議院での政府側答弁によると、実習受け入れ組織としては、経営する法人単位ではなく、施設ごとに、当該施設が設立後3年以上経過していることが望ましい(経営安定の要請)⁸。

VI. 介護関連の、その他の在留資格（予定を含む）

(i) 留学生 介護福祉士の養成施設の留学生 約 60 人

(ii) EPA 経済協力の狙い。

在留資格「特定活動」。介護福祉士の試験合格者は更新すればいつまでも就労可能。

インドネシア、フィリピン、ベトナム

(介護福祉士候補者の受け入れ枠は国ごとに年間 300 人)

累積約 2800 人 働きながら学び、4 年目で受験 合格率 51% (2015 年度)

(iii) 在留資格「介護」の追加（入管法改正により）

介護福祉士養成施設（専門学校等）に留学し、卒業して日本の介護福祉士資格を取得した者が対象。 注意：日本語要件は厳格：N2（在留資格「介護」の要件ではなく、留学時の要件）

- ✓ 「技能実習」の介護から、在留資格「介護」への移行はできない⁹。
- ✓ 2016 年通常国会の衆議院での答弁によると、在留資格「介護」の外国人も、技能実習指導員となれる¹⁰。

VII. 本当に外国人の介護職員が必要なのか？

2014 年度の介護の離職率 平均 16.5%（産業計 15.5%）

離職率が 4.9%と極めて低い、ある老人福祉施設の経営者の弁

「日本人同士でも意思疎通が難しい状況で、本当に外国人で対応できるのか」

「日本人介護職員のやる気を引き出す経営努力をしているのか」

「介護を科学するべき。厚労省が、政策誘導している分野のサービスを多く提供すれば、基本報酬が増え、その一定割合が加算される。この加算分が多くもらえるように、現場で知恵を出させて実行、これを原資に、職員に年 2 回のボーナスとは別に、還元し、離職者を減らしている」 6 月に 33000 円×12 か月のボーナス

新設の処遇改善加算（2 万 7 千円）の請求率は 7 割でしかない（2016/5 提供分）¹¹

2017 年度から、キャリアアップのさらなる取り組みをした場合には月 1 万円相当の処遇改善の予定

「加算」の極大化を目指し現場で検討・議論し、処遇改善へ

【現在の介護報酬】

基本サービス費+①「処遇改善加算 2 万 7 千円相当」+②きめ細かな配慮「加算」

① 事業場における給付費に全国一律の加算率を乗じたもの

- ② 中重度の要介護者や認知症高齢者を受け入れ、人員配置増等の要件を満たす場合に加算。質の高いサービスを実施していれば、報酬を手厚くする。

具体例

- 認知症加算： 認知症高齢者を 2 割以上受け入れ、介護職員又は看護職員を 2 人以上多く配置等する
- 中重度ケア体制加算： 要介護 3 以上の方を 3 割以上受け入れ、介護職員又は看護職員を 2 人以上多く配置等する。
- サービス提供強化加算（介護福祉士を介護職員の過半採用）

若い職員のエネルギー発散策の工夫は十分？ 様々なイベントの企画等

留意点) 自助努力だけでは限界も。

介護職の有効求人倍率：東京、愛知、岐阜、大阪などでは 3.5 超
都市部では他の高賃金職場が多く存在。

(岐阜も求人倍率が高い。福祉施設が多いことが理由と考えられる)

VIII. おわりに

永住を前提に単純労働者等を大量に受け入れる移民に、国民の広い支持はない¹²。

↑ 多様性への寛容性が低い、社会保障負担や治安の悪化への懸念。

一方で、労働力不足

→ 国際貢献のため、特定の技能を海外移転する技能実習制度の副次効果として、労働力確保に期待¹³。

技能実習制度の、送り出し国との連携強化の進展状況等をみながら、この制度を計画的・漸進的に充実させるのが妥当。

➤ 「2 国間取決め」の実効性が重要

とはいえ、当面、取り決めが結べていない国からでも、受け入れる方針。

➤ 実習制度の運用、今後の政策にあたっての留意点

門戸を開けば、外国人がいくらでも喜んで来てくれる時代は終わった。

ベトナムでは大卒初任給 2 万円、日本に行けば 20 万円という話もあったが、近年、日本での「稼ぎの減少」。出稼ぎ地としての日本の相対的競争力の低下 (UAE、韓国等との競合)。

IX. 捕捉 Q&A

下線部は未確定

Q: 新しい介護施設は技能実習「介護」を利用できるのか？

A: 設立後3年以内の福祉施設は経営の安定の観点から、介護の実習実施者にはなれない。

Q: 技能実習「介護」における、企業単独型は可能か？

A: 単独型では海外の密接な取引関係先（年間取引額10億円以上等）か、資本関係のある「海外の事業所」の職員を実習生として受け入れる必要があり、この条件に該当すれば、有料老人ホームを運営する我が国の株式会社が、単独型で実施することができる。

株式会社でない、社会福祉法人等の場合には現行法や改正法案の解釈上、不透明な部分がある。

Q: 「優良」の監理団体・実習実施者の条件について

A: 技能実習の実績が3年未満の新規参入者であっても、「優良」と認定される場合がある。

Q: 「優良」であれば、実習期間の延長と、実習生の枠の拡大がなされるが、2つの規制緩和に関する「優良」の認定基準は同じか？

A: 原則、同じ。3号の監理団体、実習実施者であれば受け入れ枠も原則2倍となる。ただし、介護については他の技能実習とは異なり、受け入れ枠の「常勤職員の20分の1基準」につき、事務職員を除外して「常勤職員」を計算する。つまり、優良・実習実施者が介護の実習生を受け入れる際の上限は、介護に直接かかわる職員の数の1割となる。

Q: 技能実習の介護と、介護保険の「配置基準3対1」上の取り扱いは？

A: EPAによる介護福祉士候補者について、日本語能力N2以上または就労してから半年経過すれば介護職員としてカウント可能としている。これを参考に技能実習「介護」についてもルール化する方向である。

Q: 技能実習1号「介護」の実習生候補者の入国条件として、N4レベルが（最低限）求められるようだが、この日本語能力は、どのように確認するのか？送り出し国の日本語学校の「認定書」でも十分なのか。

A: 日本語能力要件は、介護固有の要件として今後、具体的な制度設計を進めることとなるが、入国時においては、「N3程度が望ましい水準。N4程度が要件。」と、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」のとりまとめにおいて提言されており、日本語能力試験を判断することになると考えられるが、具体的な方法等の詳細については、現時点では決まっていない。

Q： 病院内で、介護のために技能実習「介護」は可能か？どのような条件なら可能か？

A： 現時点でどの施設が対象と明確にできない。前述の検討会とりまとめにおいては、適切な実習実施機関の対象範囲の設定として、『「介護」の業務が現に行われている機関を対象とする。（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設）』と提言されている。

Q： 実習計画の申請時期は？

A： 1, 2, 3 の各号の初年度にのみ、申請する必要がある。

Q： 各号の賃金は

A： 1号<2号<3号が求められる。

Q： 監理団体の種類は

A： 1号、2号のみを対象とする「特定監理事業」を行うものと、3号まで手掛けることが可能な「一般監理事業」とがある。

Q： 外国人技能実習機構の予算は？

A： 28年度予算で半年分の事業費として約17億円を計上、29年度予算ではその倍を求めている。交付金の形で、機構に渡る。

Q： 技能実習「介護」の2号への移行に必要な技能実習評価試験は誰が作り、実施するのか？

A： 関連業界が1つの評価機関を設け、試験内容を行政がチェックしたうえ、実施する。

Q： 介護以外の追加職種の検討状況

A： 逐次、追加。最近はビルクリーニング、自動車シート、お惣菜などが追加された。

Q： 社会保障制度への加入義務

A： 技能実習生も労働者であり、日本人同様、労働者災害補償保険、雇用保険、国民健康保険、健康保険、国民年金、厚生年金保険への加入義務が生じる（ただし、下線部について、団体監理型の場合、「講習」の期間中は、労働者ではないので、適用されない。この場合でも、国民年金の第1号被保険者となる）。

実習先が倒産し、他の実習先を探すような場合には失業保険の給付対象になり得る。年金については、社会保障協定が送り出し国との間にない場合には、一時金が還付される仕組みとなっている。介護保険については40歳未満であれば、日本人同様、加入義務はない。

Q： 法案では「施行は公布の1年以内」。公布、施行はいつか？

A: 公布時、実習機構の設立等に関する部分に限って先行して施行されるため、速やかに実習機構を設立する。本格施行までに、監理団体の許可、実習計画の認定等に向けた手続きに入る。本格施行を待って、許可等が発効する。法案成立から本格施行までに9カ月前後は必要で、本格施行と同時に「介護」を職種追加する¹⁴。ただし、実際にその日から、実習に入れるかどうかは流動的が面もある。

1 「数キロに及ぶ大連工場は、とてつもなく大きな鉄工所と、高層ビルの建設現場が混在しているような感じです。

日本から鋼材などを運び込み、切断、焼きを入れながら船尾側の部分などを曲げたり、溶接し、高さ20メートル前後の「巨大ブロック」を作り上げていきます。

船の様々なパーツであるブロック群は大連港から日本海を渡り、3日と5時間で瀬戸の丸亀工場に到着。ブロックをつなぎ合わせることで、100メートル以上の船も1ヶ月強で組み上がります。生産現場の幹部は技能実習生制度を使い、かつて丸亀工場などで研修を積んだ若い人ばかりです。」

https://www.facebook.com/miyakeshingo_2016/9/6

2 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/suisin/suisin_dai14/gijisidai.html

3 上林参考人「実習生はどのような職業能力を身につけたと言えるのでしょうか。それは、時間を守る、作業中に持ち場を離れない、私語をしない、作業指示書どおりに作業をするなど、職業規律や生活規律にかかわる領域の訓練と能力ではないかと思います。農村に生きてきた人々を近代的な工業労働力に転換するという意味では、技能実習制度の中に広義の教育訓練課程が組み込まれているのではないか」（衆・法務委 2016/5/10）

4 「公益財団法人国際研修協力機構が帰国した実習生の近況報告をまとめた事例集によりますれば、一つは、紡績運転の職種で技能実習を行ったベトナムの方が、日本の繊維メーカーで専門技術と作業工程の管理方法を身につけ、帰国後に、もとの会社の技術系の管理職に復職し、後輩たちの教育を任されているというような事例、あるいは、農業関係の職種で技能実習を行った中国の方でございますが、日本のイチゴ農家でイチゴ栽培の温室管理や土壌改良等の技術を身につけて、帰国後には、みずから農業法人を立ち上げて、日本の鉄骨製ビニールハウスを用いた高付加価値作物の栽培に成功した事例などがある」（衆・法務 2016/4/27）

5（強制労働の禁止）第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

6【事例】溶接事業を営む実習実施機関は、技能実習生に対し36協定に規定する限度時間を超えて時間外労働を行わせた労働基準法第32条違反、労働基準監督官に対し虚偽の陳述及び虚偽の記載をした賃金台帳を提出した同法第101条違反により是正勧告を受け、また、同法第101条違反に関し、当該実習実施機関及び労務管理責任者が、それぞれ罰金10万円に処せられた。

【事例】プラスチック製品製造業を営む実習実施機関の技能実習指導員は、朝礼時に、技能実習生が製造した製品に不良品が多い等として殴打等し加療1月の傷害を負わせ、当該技能実習指導員は罰金50万円に処せられた。

<http://www.moj.go.jp/content/001175746.pdf>

7 OJTを通じた技能移転というのが制度趣旨であり、①同一の作業の反復のみではない②送り出し国のニーズに合致する③実習成果が公的に評価できることが条件となる。

8 堀江政府参考人答弁（衆・法務 2016/5/11）

9 岩城法務大臣「技能実習制度におきます介護職種の追加は、介護の技能等を修得して、母国に持ち帰ってそれを生かしてもらい、そのことを目的とするものでありまして、実習修了後、引き続き我が国で就労することを予定するものではございません。

そのため、仮に技能実習による介護業務従事を実務経験として介護福祉士の資格が取得できたといたしましても、我が国に在留したまま、技能実習から介護への在留資格変更を認めることは適当でないものと考えております。」

「我が国で介護福祉士資格を取得するには、現行制度上、三つのルートが、三通りございます。

一つは、介護福祉士養成施設に指定されている大学、専門学校等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法、これを養成施設ルートと申します。また二つ目には、一定以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に国家試験に合格して資格を取得する方法、いわゆる実務経験ルートです。三番目が、福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に国家試験に合格して資格を取得する方法、これがいわゆる福祉系高校ルートに当たります。この三通りがございます。

一方、在留資格「介護」につきましては、当面、養成施設ルートで介護福祉士資格を取得した者のみを対象とすることとし、その旨を上陸基準を定める法務省令の中で規定する予定であります。

したがいまして、養成施設を経ないで介護福祉士資格を取得した技能実習生が一旦本国に戻ってから再度入国したといたしましても、現段階では在留資格「介護」を付与することは想定しておりません。」

「我が国では、専門的、技術的分野の外国人については積極的にこれまでも受け入れてまいりました。そこで、今回創設しようとしております介護の在留資格も、専門的、技術的分野において外国人を受け入れようとするものでありまして、介護分野における単なる労働力確保のために創設するものではございません。

そこで、養成施設ルートに限定する理由であります。介護福祉士資格については、多様な人材層において介護に係る専門的能力を有する者を養成確保し、介護人材の量の確保と資質の向上の両立を図るため、先ほど申し上げました三つの資格取得ルートを設けているものであります。いわゆる養成施設ルートに限定する理由としては、次のとおりであります。

まず一つに、教育水準。すなわち、養成施設ルートの教育内容は、専門的、技術的分野の代表的な就労資格である技術・人文知識・国際業務等において求めています大学卒または専修学校の専門課程修了と同水準であると認められ、他の就労資格との整合性がとれるという点でも問題がまずないということが挙げられます。

二つ目に、現在、介護で就労するための在留資格はE P A対象者に付与される特定活動のみでありまして、そのほかに、我が国の介護施設で、いわゆる実務経験ルートの国家試験受験資格を得るのに必要な三年以上の経験を積む機会がある人はいないということが挙げられます。

三点目、「日本再興戦略」改訂二〇一四におきましても、「日本の高等教育機関を卒業し、」という形で、養成施設ルートの者のみを想定した記載がなされております。

以上のことから、まずは養成施設ルートの者から受け入れを行うことが適当であると考えております。

なお、他のルートについては、介護福祉士資格取得方法の一元化の状況等も踏まえまして、また、我が国の産業及び国民生活に与える影響等も勘案しつつ、関係省庁と連携し検討を行ってまいりたいと考えております。」(衆・法務 2016/4/27)

¹⁰ 堀江政府参考人「厚生労働省の平成二十七年二月の検討会での結論の中で、技能実習生を指導する人、技能実習指導員というわけでございますけれども、その方については、介護に関する専門的知識、技術を担保することを目的として、介護職として五年以上の経験を有する介護福祉士等ということをや要件とするというふうにしてございます。

一方で、在留資格「介護」により就労する外国人介護福祉士につきましては、専門的、技術的分野の一つとして入っていただいて、介護分野の国家資格取得者に在留資格が付与されるべきということを踏まえまして、日本人と同等に就労を認めるべきということでございます。

よって、介護福祉士の国家資格を取った方でもって五年以上の経験を有するような方であれば技能実習指導員の要件を満たすことになるわけで、そうなれば技能実習指導員として認められる」(衆・法務 2016/5/11)

¹¹ 加算の届け出をしないのは①事務作業が煩雑②利用者負担の発生③対象が限定（直接介護にかかわる人にも、還元できる）

¹² 2016年1月28日の参議院本会議においても、政府は「移民政策をとることは全く考えていない」(安倍総理の答弁)とした。

¹³ 実習生の推移：最多だった 2008 年末には約 19 万人。うち、中国人が 76%を占めていた。(旅費が安い、漢字による意思疎通)。その後、減ったが、また、少し回復し 2014 年末で約 17 万人（うち中国人は約 59%に低下。背景は円安、中国での農民の所得上昇）。フロー・ベースではベトナムからの入国者が中国を上回った。

¹⁴ 技能実習「介護」の追加要望はベトナム、モンゴルから届いている。これらの国以外からの公式要望が無くても、介護の追加は可能であり、2 国以外の国からの技能実習「介護」の受け入れも可能。